

長崎県しま旅滞在促進事業助成金交付要綱

(通則)

第1条

長崎県しま旅滞在促進事業助成金(以下「助成金」という。)の交付については、予算の範囲内で行うものとし、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業実施要領、長崎県補助金等交付規則、長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱、長崎県国境離島地域しま旅滞在促進・受入体制整備事業補助金実施要綱その他の法令等に定めるもののほか、この要綱の定めによる。

(交付の目的)

第2条

この助成金は、一般社団法人長崎県観光連盟会長(以下「会長」という。)が長崎県国境離島地域しま旅滞在促進・受入体制整備事業補助金を活用して、長崎県内の特定有人国境離島地域「対馬市、壱岐市、五島列島(五島市、新上五島町、小値賀町及び佐世保市宇久町(以下「離島地域」という。))」を目的地とする旅行商品造成事業(以下「しま旅滞在促進事業」という。)の実施に対し助成を行い、もって離島地域における滞在型観光の促進を図ることを目的とする。

(交付の対象及び助成金額)

第3条

- 1 助成金の交付対象となるしま旅滞在促進事業(以下「助成対象事業」という。)は、離島地域に「もう一泊したい」と旅行者に感じさせる旅行商品を、企画旅行として組成する事業とする。
- 2 助成対象事業により組成する旅行商品(以下「しま旅旅行商品」という。)は、旅行会社を取り扱う募集型企画旅行又は受注型企画旅行で、離島地域での宿泊を伴い、航空路・航路及び別に定める体験・着地型旅行商品(以下「体験プラン等」という。)を組み合わせたものとする。
- 3 しま旅旅行商品の旅行実施日は、助成金が属する会計年度の4月1日以降に開始し、翌年2月末日までに終了するものに限る。
- 4 助成金の種類は、次のとおりとする。

(1)販売促進費

しま旅旅行商品の販売促進に必要な取組に対する助成金で、本土から離島地域又は離島地域間の輸送サービスの区分に応じ、別表1及び別表2に定める金額を適用し、旅行代金から差し引くものとする。

(2)企画開発費

しま旅旅行商品の企画開発に必要な経費に対する助成金で、当該商品の送客数(延べ宿泊客数)に応じて算定する。算定額は別途定める。

(3)広告宣伝費(新設)

募集型企画旅行のうち、地域密着型旅行商品及びチャーター機利用旅行商品を対象とし、広告宣伝に必要な経費に対する助成金で、送客数(延べ宿泊客数)に応じて算定する。算定額は別途定める。

5 助成事業者の要件

助成金の交付対象となる事業者(以下「助成事業者」という。)は、旅行業法に基づき旅行業の登

録を受け、日本国内に事業所(本社、地区営業部、支社、支店、営業所)を有する旅行会社とする。

6 助成事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)助成事業者は、助成事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

(2)帳簿及び証拠書類は、助成金交付年度の翌年度から5年間保管すること。

(3)しま旅旅行商品の販売に際し、取引先等への優先販売を行わないこと。

(4)助成事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

ア)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ)暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ)暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ)自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ)暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ)暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(5)前号に掲げる者が経営に実質的に関与していないこと。

(6)しま旅旅行商品の提供に際し、広告媒体等に交付対象事業である旨を明示し、会長が指定するロゴの使用に努めること。

7 助成対象外となる旅行商品

次のいずれかに該当する旅行商品は、原則として助成対象外とする。

(1)しま旅旅行商品販売計画書(第4条関係)の提出がないもの

(2)体験プラン等が組み込まれていないもの

※ただし、同一地域内で3泊以上の滞在を伴う場合はこの限りでない

(3)国及び他の地方公共団体等の助成制度等を活用して組成する旅行商品

(4)旅行催行の実現性が低いと判断されるもの

(5)その他、会長が不相当と認めるもの

(しま旅旅行商品販売計画書等の提出)

第4条

助成金の交付を希望する助成事業者は、会長が定める期日までに次の書類を提出するものとする。

(1)しま旅旅行商品販売計画書(様式第1号)

(2)助成金算出シート

(3)第3条に定める事項が確認できる企画書又はパンフレット等

(受理及び助成の停止)

第5条

- 1 会長は、前条の書類を受理した場合、しま旅旅行商品販売計画書受理通知書(様式第2号)により通知する。
- 2 受理通知は販売開始を認めるものであり、助成金の交付決定を意味しない。助成金は予算の範囲内で販売実績に応じて交付する。
- 3 予算執行状況等により助成が困難と見込まれる場合、会長は助成の停止を通知することができる。

(販売計画の変更)

第6条

- 1 受理後に販売計画を変更する場合、しま旅旅行商品販売計画変更届(様式第3号)及び変更後の助成金算出シート等を提出するものとする。ただし軽微な変更は除く。
- 2 軽微な変更とは、次に掲げる事項以外の変更とする。
 - (1)助成事業者の変更
 - (2)事業内容の変更
- 3 会長は、変更内容が適当と認められる場合、しま旅旅行商品販売計画変更届受理通知書(様式第4号)により通知する。

(実績報告及び助成金の請求)

第7条

- 1 助成事業者は、事業完了後又は毎月の事業実施後、会長が定める期日までに次の書類を提出する。
 - (1)実績報告書(様式第5号)
 - (2)助成金実績シート
 - (3)しま旅旅行商品ごとのパンフレット等(原本)
 - (4)旅行実績を証明する書類(様式第6号)
 - (5)その他会長が必要と認めるもの
- 2 助成金交付請求書(様式第7号)を併せて提出するものとする。
- 3 会長は提出書類を確認し、適正と認めた場合、助成事業者に対して助成金交付通知書(様式第8号)により通知し、認定日から30日以内に助成金を支払う。

(状況報告及び調査)

第8条

- 1 会長は、助成事業者に対し、交付対象事業について月毎の販売状況報告を求め、又は調査を行うことができる。
- 2 会長は、必要に応じ、旅行代金内訳書その他の書類の提出を求めることができ、助成事業者は合理的理由がない限り応じなければならない。

(助成金の返還)

第9条

- 1 助成金支出後に本要綱等への違反が判明した場合、会長は返還を命じる。

2 前項の命令を受けた助成事業者は、会長が指定する期日までに、遅滞なく助成金を返還しなければならない。

(その他)

第10条

この要綱に定めのない事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年 6月 5日から施行する。

この要綱は、平成29年 7月 3日から施行する。

この要綱は、平成29年 8月14日から施行する。

この要綱は、平成29年10月16日から施行する。

この要綱は、平成29年11月 9日から施行する。

この要綱は、平成30年 4月 2日から施行する。

この要綱は、平成30年 7月23日から施行する。

この要綱は、平成30年11月15日から施行する。

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 元年10月 4日から施行する。

この要綱は、令和 2年 2月28日から施行する。

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 2年 7月 3日から施行する。

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 4年 3月 1日から施行する。

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 6年10月 1日から施行する。

この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 8年 4月 1日から施行する。